◆◆◆ 就学援助制度について ◆◆◆

厚岸町教育委員会

学校の勉強に必要な援助が受けられます

教育委員会では、生活保護を受けている方以外で経済的にお困りの方のために、お子さんの勉強 や学校生活に必要な費用を援助しております。

その内容は次のとおりですが、不明な点については、お子さんが通学している学校又は厚岸町教

援助を受けられる方は次のとおりです

- 1 原則として申請する年の前年4月から現在までに次のいずれかに該当した方
 - (1) 生活保護の停止又は廃止を受けた方
 - (2) 市町村民税の非課税又は減免を受けた方
 - (3) 固定資産税又は個人事業税の減免を受けた方
 - (4) 国民健康保険税の減免を受けた方
 - (5) 国民年金の掛金の減免を受けた方
 - (6) 国民健康保険法に基づく保険料の減免又は徴収の猶予を受けた方
 - (7) 児童扶養手当の支給を受けた方
- 2 上記1のほか、次のいずれかに該当する方 ※世帯員全員の所得合計額と判定基準を比較し判定いたします
- (1) 世帯主又は家族の方が長期病気療養中のため経済的にお困りの方
- (2) 不慮の災害のため経済的にお困りの方
- (3) 年間収入額が特に少ないため経済的にお困りの方

判定基準表(参考)				※年齢は申請する年の前年12月31日現在となります。				
例	世帯人員	父	母	子	子	子	祖父	判定基準
Α	2人	•	34歳	6歳	•	•	•	211万円
В	2人	•	35歳	13歳	•	•	•	219万円
С	3人	34歳	30歳	6歳	•	•	•	266万円
D	4人	38歳	38歳	9歳	4歳	•	•	290万円
Е	4人	42歳	39歳	12歳	7歳	•	•	3 2 2 万円
F	5人	35歳	33歳	8歳	5歳	1歳	•	309万円
G	6人	39歳	39歳	15歳	12歳	8歳	6 4歳	405万円

※上記の判定基準はあくまでも参考数値です。基準表と同一世帯人員であっても、世帯の年齢 構成や住宅の保有状況により基準額は異なります。詳細については、お問い合わせください。

援助を受けられる費用は次のとおりです。※平成28年8月1日現在

●字 用 品 費	●校外活動費(宿泊を伴うもの) ※いずれも限度額
小学校 5,760円	小学校3,570円
中学校 11,310円	中学校 6,010円
●通学用品費	●修学旅行費
小学校 2 学年~ 6 学年、中学校 2 学年~ 3 学年 · · · 2 , 2 3 O 円	実施学年 ・・・・・・・ 学校で決められた額
●新入学児童生徒学用品費	●給 食 費 全学年 ・・・・・・ 実 費 額
小学校1学年 ・・・・・・ 20,470円	●医療費(治療費)
中学校1学年 ・・・・・・ 23,550円	中学校 · · · · · · · · · <u>う歯、結膜炎、中耳</u>
●体育実技用具費	炎、慢性副鼻腔炎等に
小学校1・4学年 ・・・・ 11,590円	<u>対する実費額</u>
中学校1学年 ···· 4,110円	●医療費(文書料)
●校外活動費(宿泊を伴わないもの)※いずれも限度額	全学年 · · · · · · · · · アレルギー疾患の診
小学校1,550円	断に要する文書料
中学校 2,240円	

援助を受けるための手続きは次のとおりです

- 1 申請に必要な書類
 - (1) 要保護及準要保護児童生徒認定申請書兼同意書・委任状
 - *同じ世帯にお住まいの方全員のマイナンバーを必ず記載してください。 記載の際には、記載誤りのないようにご注意願います。
 - (2) 申請者(保護者)の個人番号カード(マイナンバー)を確認できる書類の写し *個人番号の通知カード・個人番号カード(おもて面・裏面の両方とも)・個人番号付き住

民票など

- (3) 個人番号カードを作成していない場合、申請者(保護者)の身元を確認できる書類の写し(白 黒コピー可)
 - *運転免許証・パスポートなど、顔写真付き書類のコピー
 - *運転免許証・パスポートなどお持ちでない方は、以下の書類の中から2つ以上。
 - < · 保險証 · 年金手帳 · 児童扶養手当証書>

上記(1)・(2)・(3)を、また左記1のいずれかに該当する方についてはそのことを証明する書 類のコピーも添え、毎年設定される期日までに教育委員会管理課学校教育係へ持参もしくは郵送 してください。(申請する年の1月1日以降に厚岸町に転入された方については、転入前に住民 登録をしていた市町村の課税証明等の提出を求めることがあります。)

なお、生活状況の急変により年度途中で援助を受ける理由が発生した場合には、その時点で申 請することができます。ただし、年度途中での認定となるため、援助される費用は4月1日付で 認定された世帯よりその日数分減額されますので、ご了承ください。(期日を過ぎて提出した場 (裏面に続く) 合も同じ)

(4) 申請書類の宛先

〒088-1192 厚岸町真栄3丁目1番地

厚岸町教育委員会 管理課 学校教育係 *郵送の際は、ご家庭で送料を負担ください。

2 援助の可否の認定

教育委員会が、保護者からの申請に基づいて別途調査(町税財政課等での調査)を行い、援助の 可否を認定します。

なお、この際不明な点があるときはご家庭にお聞きすることがあります。また、その際、課税証明等の提出を求めることがあります。

3 その他

- (1) 前年度に認定され、援助を受けていた方についても、改めて申請手続きを行ってください。
- (2) 援助を受けることが認定された後、家庭事情が好転し援助を受ける必要がなくなったときには、すぐに学校又は教育委員会へ連絡してください。